

FIGHT BASE 会員細則

第1条（会員の資格及び会費の支払い）

1. 本会の会員の資格種は、以下のとおり定めます。

- (1)一般会員
- (2)学生会員
- (3)中学生会員
- (4)小学生会員
- (5)女性会員

2. 会費は入会金及び月会費とし、会員は以下のとおりこれを支払います。

(1)入会金は、入会時に金10,800円を会長に支払います。

(2)月会費は、前1項の種別により、以下の金額を毎月、当会に支払います。

一般会員につき金10,800円。学生会員につき金7,560円。中学生会員につき金7,020円。小学生会員につき金7,020円。女性会員につき金7,560円。

会費は、原則として会員の指定する口座から引落して納付する。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではありません。

3. 月会費は、入会月より支払い義務が発生します。14日以前入会の場合は1か月分とします。15日以降入会の場合は0.5か月分とします。26日以降入会の場合は当月分無料とします。

4. スポーツ保険への加入については、個人の責任において任意加入とします。当該保険に未加入の会員が傷害を負った場合、自己の責任において治療費等の負担をしていただくこととなります。

第2条（諸費用の返還）

当会会則第9条第4項により、いったん納付した会費は、以下の場合を除き、返還いたしません。また、本会への入会申込みについては、消費者契約法に規定されるクーリングオフ制度は適用されない契約とされています。

(1)未成年者が親の承諾を得ずに入会の申込みを行い、当会がこれを受理した場合。ただし、未成年者がこれを詐称した場合には、これを返還いたしません。

(2)入会した同日に当会が閉鎖した場合。

(3)上記以外に会長が特別に認めたとき。

第3条（会員の義務）

会員は当会の施設・名称その他これに所属するいっさいを使用する場合、以下の義務を負います。

(1)会費の支払い義務。

(2)入会・退会・休会における書面による届出義務。

(3)住所、氏名、勤務先等の所属などに変更が生じた場合に本会に対してその旨を届出る義務。

(4)会員の欠格及び利用の禁止事項に該当することとなった場合、その旨を届出る義務。

(5)練習中に体調が悪化した場合など、自らその旨について意思表示をする義務。

(6)当会の施設内存する器具の使用についてその用法に即した使用を行う義務。

(7)施設内に危険が存することを発見した場合には、その旨を会長もしくはスタッフに告知する義務。

(8)貴重品を施設内に持ち込まない義務。また、やむをえず持込んだ場合に自己の責任において管理する義務。

(9)その他、格闘技を修練するうえで会長が特に必要と認めた会員としての義務。

第4条（損害賠償責任免責を廃除する場合）

1. 本会は、以下の場合に限り、施設内の事故についてその賠償責任を負います。ただし、本会は格闘技を修練する施設であることから、原則として施設内における練習中の負傷等については自己責任であることに同意し、入会したものとみなします。

(1)会員の性質と限りなく齟齬した無謀な指示により生じた事故。

(2)会長等が故意に破損等の状態にある器具を使用させたために生じた事故。

(3)会長等による明らかな嫌がらせと見られる行為。性的虐待に値する行為

(4)社会通念上明確な不作為による事故。

2. 会員は、本細則第2条の義務を履行し、自身に何の過失も無い事実を立証したうえで、当会に対して賠償を請求してください。

第5条 (休会及び退会)

1. 休会及び退会の効果は、会長が当該書面を受理し、これを承認したときに発生いたします。

2. 会員は、休会及び退会の日時を確認するよう努めてください。

第6条(異議の申立て・苦情の受け付け)

本会会則及び細則に異議のある場合及び苦情の申し出については、会長がこれを受付けます。

FIGHT BASE会長 佐藤 将光